

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-3	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-2 書面 25.</b>                      書面とは、<b>手書き、印刷物等による</b>工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-2 書面 25.</b>                      書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p>	条文修正
共-1-4	<p><b>1-1-3 設計図書の照査等 1.</b>                      受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図等を貸与することができる。ただし、共通仕様書、検査規定等及び規格値等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	<p><b>1-1-3 設計図書の照査等 1.</b>                      受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図<b>もしくは電子データ</b>を貸与することができる。ただし、共通仕様書、検査規定等及び規格値等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	設計業務等共通仕様書と表現を統一
共-1-5	<p><b>1-1-6 施工計画書 1.</b>                      受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前<b>又は</b>施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-6 施工計画書 1.</b>                      受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前<b>かつ</b>施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p>	条文修正
共-1-7	<p><b>1-1-10 工事用地等の使用 2.</b>                      設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>	<p><b>1-1-10 工事用地等の使用 2.</b>                      設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに<b>発注者の負担により借地する範囲以外</b>の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定を追記
共-1-9	<p><b>1-1-18 工事の一時中止 3.</b>                      前1項及び2項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、<b>承諾を得る</b>ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p><b>1-1-18 工事の一時中止 3.</b>                      前1項及び2項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、<b>協議する</b>ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	条文修正
共-1-24	<p><b>1-1-33 工事中の安全管理 40.</b>                      受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>1-1-33 工事中の安全管理 40.</b>                      受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-28	<p><b>1-1-40 諸法令の遵守 1.</b></p> <p>(4) 労働基準法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和元年 5 月改正 法律第 9 号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年 5 月改正 法律第 16 号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(14) 道路法 (平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号)</p>	<p><b>1-1-40 諸法令の遵守 1.</b></p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 54 号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和2年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年 3月改正 法律第14号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)</p> <p>(14) 道路法 (令和2年 6 月改正 法律第 49 号)</p>	<p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p>
共-1-29	<p>(15) 道路交通法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(27) 航空法 (令和元年 6 月改正 法律第 38 号)</p> <p>(29) 軌道法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(30) 森林法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(41) 電気事業法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p>	<p>(15) 道路交通法 (令和2年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和2年 6 月改正 法律第 36 号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和2年 3 月改正 法律第 5 号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和2年 6 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(27) 航空法 (令和2年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(29) 軌道法 (令和2年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(30) 森林法 (令和2年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (令和2年 6 月改正 法律第 39 号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (令和2年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和2年 6 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和2年 6 月改正 法律第 43 号)</p>	<p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p>
共-1-30	<p>(64) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(69) 所得税法 (令和元年 6 月改正 法律第 28 号)</p> <p>(71) 船員保険法 (令和元年 5 月改正 法律第 9 号)</p> <p>(72) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(73) 電波法 (令和元年 6 月改正 法律第 23 号)</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による 交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年 6 月改正 法律第 20 号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第 45号)</p> <p>(76) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)</p>	<p>(64) 厚生年金保険法 (令和2年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(69) 所得税法 (令和2年 3 月改正 法律第 8 号)</p> <p>(71) 船員保険法 (令和2年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(72) 著作権法 (令和2年 6 月改正 法律第 48 号)</p> <p>(73) 電波法 (令和2年 6 月改正 法律第 23 号)</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による 交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年 6 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第 14号)</p> <p>(76) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年 6 月改正 法律第 42 号)</p>	<p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p> <p>諸法令の改定に伴う修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																
共-1-33	<p><b>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 6.</b> 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を<b>工事の着手前（工期始期日から40日以内）</b>に、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-47 保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を<b>工事請負契約締結後原則30日以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）</b>に、発注者に提出しなければならない。</p>	建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等に伴う修正																																																																																																																																
共-1-39	<p><b>1-1-54 資材等の県内優先調達 2.</b> 受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</p>	<p><b>1-1-54 資材等の県内優先調達 2.</b> 受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</p>	県内資材活用の実態にあわせて修正																																																																																																																																
共-2-29	<p><b>第2章 材料</b> <b>第10節 瀝青材料</b> <b>2-10-3 再生用添加剤</b> 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>第2章 材料</b> <b>第10節 瀝青材料</b> <b>2-10-3 再生用添加剤</b> 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																
共-2-32	<p><b>第2章 材料</b> <b>第14節 道路標識及び区画線</b> <b>2-14-1 道路標識（4）反射シート</b> 表2-33 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測度°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table>	観測度°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	<p><b>第2章 材料</b> <b>第14節 道路標識及び区画線</b> <b>2-14-1 道路標識（4）反射シート</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測度°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table>	観測度°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	表現の修正
観測度°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																													
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																													
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																													
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5																																																																																																																													
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																													
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																													
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4																																																																																																																													
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																													
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																													
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																													
観測度°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																													
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																													
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																													
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5																																																																																																																													
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																													
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																													
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4																																																																																																																													
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																													
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																													
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																													

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																
共-2-32	<p>表 2-34 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="264 236 1016 619"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	57	14	11	7.0	40°	95	54	13	11	7.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	<table border="1" data-bbox="1048 236 1800 619"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	11	7.0	40°	95	64	13	11	7.0	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																													
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																													
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																													
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																													
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																													
	30°	100	57	14	11	7.0																																																																																																																													
	40°	95	54	13	11	7.0																																																																																																																													
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																													
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																													
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																													
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																													
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																													
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																													
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																													
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																													
	30°	100	67	14	11	7.0																																																																																																																													
	40°	95	64	13	11	7.0																																																																																																																													
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																													
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																													
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																													
共-3-1	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2 年 9 月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																
共-3-2	<p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成 29 年 3 月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和 2 年 7 月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																
共-3-6	<p>第3節 共通の工種 3-3-4 矢板工 14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2 m 程度として施工しなければならない。</p>	<p>第3節 共通の工種 3-3-4 矢板工 14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の重量以上、錘の落下高は 2 m 程度として施工しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																
共-3-11	<p>3-3-9 小型標識工 1. 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。</p>	<p>3-3-9 小型標識工 1. 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																
共-3-11	<p>3-3-9 小型標識工 2. 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p>	<p>3-3-9 小型標識工 2. 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																
共-3-12	<p>3-3-9 小型標識工 12. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、燐酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。</p>	<p>3-3-9 小型標識工 12. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。</p>	<p>表現の修正</p>																																																																																																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-30	<p><b>第4節 基礎工</b>  <b>3-4-4 既製杭工 21. (2)</b>                      受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p>	<p><b>第4節 基礎工</b>  <b>3-4-4 既製杭工 21. (2)</b>                      受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。</p>	<p>道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による</p>
共-3-37	<p><b>3-4-9 鋼管矢板基礎工 11. (2)</b>                      受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p>	<p><b>3-4-9 鋼管矢板基礎工 11. (2)</b>                      受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。</p>	<p>道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による</p>
共-3-48	<p><b>第6節 一般舗装工</b>  <b>3-6-2 アスファルト舗装の材料 18. (1)</b>                      (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-22、3-23の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>第6節 一般舗装工</b>  <b>3-6-2 アスファルト舗装の材料 18. (1)</b>                      (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-22、表3-23の規格に適合するものとする。</p>	<p>表現の修正</p>
	<p><b>3-6-2 アスファルト舗装の材料 19.</b>                      表3-22、3-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。</p>	<p><b>3-6-2 アスファルト舗装の材料 19.</b>                      表3-22、表3-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。</p>	<p>表現の修正</p>
共-3-58	<p><b>3-6-6 コンクリート舗装工 4. (9)</b>                      受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p>	<p><b>3-6-6 コンクリート舗装工 4. (9)</b>                      受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p>	<p>アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。                      (H22.1アスファルト舗装工事共通仕様書P118, 119)</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-79	<p><b>第10節 仮設工</b>  <b>3-10-16 トンネル仮設備工 10.</b>                      受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3 mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、3 mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3 mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>第10節 仮設工</b>  <b>3-10-16 トンネル仮設備工 10.</b>                      受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2 mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、2 mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
共-5-1	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）</p>	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
共-5-3	<p><b>第3節 レディーミクストコンクリート</b>  <b>5-3-3 配合 1.</b>                      受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもち範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	<p><b>第3節 レディーミクストコンクリート</b>  <b>5-3-3 配合 1.</b>                      受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
共-5-6	<p><b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 (6)</b>                      受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。                      なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p><b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 (6)</b>                      受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。                      なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
共-5-13	<p><b>第7節 鉄筋工</b>  <b>5-7-5 継手 3.</b>                      受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さ、鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>第7節 鉄筋工</b>  <b>5-7-5 継手 3.</b>                      受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さ、鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p>	<p>表現の修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-13	5-7-6 ガス圧接	<p><b>5-7-6 機械式鉄筋継手</b></p> <p>(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋 定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。</p>	新規追加

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-1-16	<p>第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第10節 付帯道路施設工 1-10-2 境界工 3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「長崎県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第10節 付帯道路施設工 1-10-2 境界工 3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線上に一致させ、文字「長崎県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。
河-3-1	<p>第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）</p>	<p>第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
河-4-1	<p>第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）</p>	<p>第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-4-4	<p>第3節 工場製作工 4-3-2 材料 7.(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>第3節 工場製作工 4-3-2 材料 7.(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p>	鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。
河-4-36	<p>第16節 舗装工 4-16-9 グースアスファルト舗装工 9.(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p>	<p>第16節 舗装工 4-16-9 グースアスファルト舗装工 9.(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-5-1	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定によらなければならない。</p>	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定によらなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
	<p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-5-5	<p><b>第3節 工場製作工</b>  <b>5-3-2 材料 7. (5)</b>                      受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b>  <b>5-3-2 材料 7. (5)</b>                      受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。<b>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</b></p>	鋼道路橋防食便覧H26. 3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。
河-6-1	<p><b>第6章 排水機場</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説                      (平成27年2月)</p>	<p><b>第6章 排水機場</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説                      (令和2年1月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-8-2	<p><b>第8章 河川維持</b>  <b>第5節 堤防養生工</b>  <b>8-5-2 芝養生工 1.</b>                      受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。  <b>8-5-2 芝養生工 3.</b>                      受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。</p>	<p><b>第8章 河川維持</b>  <b>第5節 堤防養生工</b>  <b>8-5-2 芝養生工 1.</b>                      受注者は、抜き取り (<b>抜根</b>) した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。  <b>8-5-2 芝養生工 3.</b>                      受注者は、人力により雑草の抜き取り (<b>抜根</b>) を施工しなければならない。</p>	<p>施工実態を踏まえた規定の追加</p> <p>施工実態を踏まえた規定の追加</p>
河-8-3	<p><b>第6節 構造物補修工</b>  <b>8-6-4 ボーリンググラウト工 13.</b>                      受注者は、注入中に<b>異状</b>が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第6節 構造物補修工</b>  <b>8-6-4 ボーリンググラウト工 13.</b>                      受注者は、注入中に<b>異常</b>が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の修正
河-9-1	<p><b>第9章 河川修繕</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説                      (平成27年2月)</p>	<p><b>第9章 河川修繕</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説                      (令和2年1月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
海-1-10	<p>第3編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第11節 付属物設置工 1-11-4 境界工 3. 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「長崎県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>第3編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第11節 付属物設置工 1-11-4 境界工 3. 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線上に一致させ、文字「長崎県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。</p>
海-2-2	<p>第2章 突堤・人工岬 第3節 突堤基礎工 2-3-5 吸出し防止工 1. 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径 15 cmを標準とし、緊結は長さ約 60 cm毎に連柴縮金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。</p>	<p>第2章 突堤・人工岬 第3節 突堤基礎工 2-3-5 吸出し防止工 1. 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径 15 cmを標準とし、緊結は長さ約 60 cm毎に連柴縮金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。</p>	<p>表現の修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
砂-1-3	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編                      第1章 砂防ダム                      第3節 工場製作工                      1-3-2 材料 7.(4)                      受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編                      第1章 砂防ダム                      第3節 工場製作工                      1-3-2 材料 7.(4)                      受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p>	<p>鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。</p>
砂-1-8	<p>第6節 コンクリートダム工</p>	<p>第6節 コンクリートダム工                      1-6-4 コンクリートダム本体工 12.                      受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工 便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置 攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規定による。                      なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>条文の追加</p>
	<p>1-6-4 コンクリートダム本体工 12.</p>	<p>1-6-4 コンクリートダム本体工 13.</p>	<p>条文の追加による修正</p>
砂-1-16	<p>第9節 砂防ダム付属物設置工                      1-9-4 境界工 3.                      受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「長崎県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>第9節 砂防ダム付属物設置工                      1-9-4 境界工 3.                      受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線上に一致させ、文字「長崎県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-1-1	<p>第6編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>第6編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成 29年 3 月)</p>	諸基準類の改定に伴う修
道-2-1	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年 10 月)</p>	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2年 6 月)</p>	諸基準類の改定に伴う修
道-2-8	<p>第3節 舗装工 2-3-9 グースアスファルト舗装工 9. (2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p>	<p>第3節 舗装工 2-3-9 グースアスファルト舗装工 9. (2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-2-14	<p>第8節 標識工 2-8-1 一般事項 3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 基礎及び施工」(日本道路協会、昭和 62 年 1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成 21 年 6月)の規定第1編 3-3-9 小型標識工の規定、3-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定 3-10-5 土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識、標示業協会 令和元年 8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 標識工 2-8-1 一般事項 3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和 2年 6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成 21 年 6月)の規定第1編 3-3-9 小型標識工の規定、3-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定 3-10-5 土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識、標示業協会 令和元年 8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正
道-2-14	<p>2-8-2 材料 6. 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年 10 月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2-8-2 材料 6. 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和 2年 6 月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正
道-3-1	<p>第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2年 9月)</p>	諸基準類の改定に伴う修
道-3-2	<p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 27 年 3 月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和 2年 9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和 2年 9月)</p>	諸基準類の改定に伴う修 諸基準類の改定に伴う修
道-3-6	<p>第6節 鋼製橋脚工 3-6-9 橋脚フーチング工 4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ 現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、平成 27 年 3月)による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>第6節 鋼製橋脚工 3-6-9 橋脚フーチング工 4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ 現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、令和 2年 9月)による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-3-7	<p><b>3-6-11 現場継手工 2.</b> 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材 編）第 20 章施工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、平成 27 年 3 月）の規定による。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-6-11 現場継手工 2.</b> 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材 編）第 20 章施工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、令和 2 年 9 月）の規定による。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正
道-4-1	<p><b>第 4 章 鋼橋上部</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 年 3 月）</p>	<p><b>第 4 章 鋼橋上部</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和 2 年 9 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-4-2	<p><b>第 3 節 工場製作工</b> <b>4-3-1 一般事項 2.</b> なお、設計図書に示されている場合または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	<p><b>第 3 節 工場製作工</b> <b>4-3-1 一般事項 2.</b> なお、設計図書に示されている場合または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。</p>	表現の修正
道-5-1	<p><b>第 5 章 コンクリート橋上部</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成 6 年 2 月）</p>	<p><b>第 5 章 コンクリート橋上部</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和 2 年 9 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-2	<p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（平成 10 年 1 月）</p>	<p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和 2 年 9 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-6-2	<p><b>第 6 章 トンネル (NATM)</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 29 年 6 月）</p>	<p><b>第 6 章 トンネル (NATM)</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和 2 年 7 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-8-1	<p><b>第 8 章 コンクリートシェッド</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成 27 年 3 月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 27 年 3 月）</p>	<p><b>第 8 章 コンクリートシェッド</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和 2 年 9 月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和 2 年 9 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
道-9-1	<p><b>第 9 章 鋼製シェッド</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 年 3 月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成 27 年 3 月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 27 年 3 月）</p>	<p><b>第 9 章 鋼製シェッド</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和 2 年 9 月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和 2 年 9 月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和 2 年 9 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
道-10-1	<p><b>第 10 章 地下横断歩道</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 27 年 3 月）</p>	<p><b>第 10 章 地下横断歩道</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和 2 年 9 月）</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-12-1	<p><b>第 12 章 共同溝</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成 6 年 3 月）</p>	<p><b>第 12 章 共同溝</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b></p>	発行元が存在しないため、削除

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-13-1	<p>第 13 章 電線共同溝 第 2 節 適用すべき諸基準 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成 7 年 11 月)</p>	<p>第 13 章 電線共同溝 第 2 節 適用すべき諸基準</p>	発行元が存在しないため、削除
道-14-1	<p>第 14 章 情報ボックス工 第 2 節 適用すべき諸基準 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成 7 年 11 月)</p>	<p>第 14 章 情報ボックス工 第 2 節 適用すべき諸基準</p>	発行元が存在しないため、削除
道-15-21	<p>第 15 章 道路維持 第 20 節 植栽維持工 15-20-2 材料 1. なお、薬剤については農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号) に基づくものでなければならない。</p>	<p>第 15 章 道路維持 第 20 節 植栽維持工 15-20-2 材料 1. なお、薬剤については農薬取締法 (令和元 年 12 月改正 法律第 62 号) に基づくものでなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う修正
道-15-22	<p>15-20-3 樹木・芝生管理工 2. 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。</p>	<p>15-20-3 樹木・芝生管理工 2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について (厚生労働省令和 2 年 1 月) によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。</p>	「基発 0131 第 1 号 令和 2 年 1 月 31 日」付の改定に修正
	<p>15-20-3 樹木・芝生管理工 4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。</p>	<p>15-20-3 樹木・芝生管理工 4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り (伐根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。</p>	施工実態を踏まえた規定の追加。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-1-3	<p><b>第7編 港湾・漁港編</b>  <b>第1章 材料</b>  <b>第4節 骨材</b>  <b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成 27 年12 月)」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成 24 年 3 月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	<p><b>第7編 港湾・漁港編</b>  <b>第1章 材料</b>  <b>第4節 骨材</b>  <b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成 30 年 4 月)」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成 24 年 3 月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R04. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
建-1-1	第11編 建築編 第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修 (令和元年版)	第11編 建築編 第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修 (令和3年版)	諸基準類の改定に伴う修正
住-1-1	第12編 住宅編 第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修 (令和元年版)	第12編 住宅編 第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修 (令和3年版)	諸基準類の改定に伴う修正